

役員選挙 全員当選

役名	役員氏名	地区	所属
会長	安達利幸	松江	城北小
副会長	後藤京子	出雲	大津小
副会長	飯塚守	出雲	平田小
副会長	伊藤晃	出雲	荒木小
副会長	佐野美保	雲南	吉田小
事務局長	奥井克己	出雲	専従
事務局次長	松戸恵美子	斐川	中部小
事務局次長	吉田修	出雲	高松小
執行委員	角森純子	出雲	浜山中
執行委員	板倉裕子	出雲	今市幼
執行委員	高橋勇二	出雲	塩冶小
執行委員	団野晶夫	松江	玉湯小
執行委員	玉木明子	斐川	荘原小
執行委員	手銭俊夫	出雲	神戸川小
執行委員	藤井和久	出雲	四絡小
執行委員	渡部寛司	平田	平田小
執行委員	蕨三喜男	大社	大社小
執行委員	錦織雄司	河南部	多伎中
執行委員	竹田賢治	雲南	吉田小
執行委員	石倉貞明	大田	川合小
監査委員	小川あけみ	出雲	出雲一中
監査委員	嶋原美香	出雲	大津小

平成十八年度島教協役員選挙が、四月二十日行われた。翌日、選挙管理委員会において開票作業が行われ、左記全員の役員が信任された。来る四月二十九日、ビッグハート出雲にて、第一回執行委員会を開催し、今年度の活動方針や予算等を審議して行く予定である。

また、各支部・単組の役員も決定した(下記)。

役員・各支部単組委員長共々、島教協のますますの充実・発展のために、力を合わせ頑張っていくきます。会員の皆様の一層のご理解ご協力をお願い致します。

各支部役員も決定 平成十八年度新役員でスタート

島教協

情報

No.551

島根県教職員協議会

〒693-0011

出雲市大津町2214

Tel 0853(22)7762

Fax0853(22)7762

代表者 安達利幸

編集人 奥井克己

E-mail

office@kyougikai.org

http://

www.kyougikai.org

フリーダイヤル

0120-

968-280

単組・支部組織名簿(H18)

地区	委員長		副委員長		書記長	
	氏名	所属	氏名	所属	氏名	所属
松江	団野晶夫	玉湯小	伊藤雅美	来待小	小野宏二	乃木小
出雲	手銭俊夫	神戸川小	藤井和久	四絡小	川上恭司	北浜小
			渡部寛司	平田小		
			蕨三喜男	大社小		
			錦織雄司	多伎中		
雲南	竹田賢治	吉田小	山崎寿久	鍋山小	岡田昭彦	大東中
斐川	玉木明子	荘原小	糸賀昌幸	荘原小	土江真理子	荘原小
			岡本小津恵	木次小		
大田	石倉貞明	川合小	仁田直樹	川合小	岡本竜哉	川合小

申請忘れ

ありませんか?

島教協慶弔規定

- ①結婚したとき 5,000円
- ②子女誕生 3,000円
- ③永年勤続30年 3,000円
- ④病氣見舞金 3,000円
(傷病休暇1ヶ月)
- ⑤住宅災害見舞金 状況に応じて
申請は事務局まで
お願いします。

学校・園代表者へ
上記の該当があれば、事務局までお
知らせ下さい

出雲市教職員協議会
第一回執行委員会開催

四月二十日（木）、出雲市教職員協議会（手銭俊夫（神戸川小）執行委員長）は、ビッグハート出雲にて、第一回執行委員会を開催した。昨年度より出雲・平田・大社・河南部を合併し新組織を立ち上げること検討していたが、本年四月よりそれらの地区とともに新出雲市教職員協議会として新たな組織で活動することとなった。手銭委員長は、「四地区を合併して大きな組織となった。まだまだ課題は多くあるが、執行委員の皆様の協力をお願いし、今年一年で課題解決をしていきたい。また、会員の皆様のニーズにあった活動を展開していきたい」と、挨拶があった。



挨拶をする手銭委員長

とに五月十二日（金）、第一回（金）、第一回学校・園代表者会を開催する予定である。また、定期総会を五月二十八日（日）にツインリーブスホテル出雲にて開催する予定である。総会後には、大仁田厚氏の合併記念講演会を予定している。

新規加入！！

伊藤鳴美さん（高浜幼） 奥谷真理子さん（四絡幼） 中尾健二さん（出雲一） 小村 勝さん

教職員給与引き下げ検討！？4月23日新聞報道

4月23日、一部新聞報道で「政府が教員給与の引き下げを検討する方針を固めた」との記事が記載された。このことについて、全日教連を通じ文科省に問い合わせたところ、「政府として具体的にそのような検討の方針を固めたという事実はない」との回答を得た。文科省のホームページにも事実無根の記事が掲載された。文科省の発表にあるように、「給与の在り方及び人確方の見直しについては、平成18年度中に結論を得て、平成20年4月を目途に必要な措置を講ずるものとする。」とされています。全日教連、島教協としては、議論の状況を見据えながら時機を捉えた要望活動を行っていく予定である。

文部科学省ホームページより抜粋

- 3月10日に閣議決定された、いわゆる「行政改革推進法案」では、「人材確保法の廃止を含めた見直しその他公立学校の教職員の給与の在り方に関する検討を行い、平成18年度中に結論を得て、平成20年4月を目途に必要な措置を講ずるものとする。」とされているところであり、現時点において、政府として具体的にそのような検討の方針を固めたという事実はない。
- また、記事では、月額給与は基本給相当分と各諸手当を合わせて、教員は一般の地方公務員より4パーセント高いとされているが、これは総額を総人員で除した単純平均であり、平均年齢、学歴区分が考慮されておらず、同一条件で比較すれば、教員給与の優位性はわずか2パーセント程度であると、文部科学省では試算しているところ。
- このような基本的なデータのとらえ方の違いなどの点もきちんと議論する必要があると、平成18年度中に結論を出すという閣議決定を前倒しして引き下げを前提に議論するようなことは不適切であると考えている。
- 人材確保法は、義務教育に従事する教員の給与を一般の行政職員よりも優遇することで、教員に優れた人材を確保し、もって義務教育の水準の維持向上を図ることを目的として制定されたものであり、学校が抱える課題がますます多様化、複雑化している現在においても、優秀な人材の確保に一定の役割を果たしているものと考えているが、一方、教員給与を一律に優遇しているという批判もあり、この件についての検討も必要と認識しているところ。
- 今後の検討にあたっては、まず、勤務実態調査や一般公務員と教員給与の水準比較など、検討を行う際に必要な基本的データを上半期までに収集した上で、下半期においては、意欲と能力のある教員を任用するとともに、適切に処遇することができるよう、人材確保法による教員を一律に優遇する制度を抜本的に改革し、メリハリのある給与制度を構築する方向で検討を行いたいと考えている。